

4-8

資格喪失後も受けられる給付

(1) 傷病手当金

- 退職日までに被保険者期間が継続して1年以上あった人で、退職(資格喪失)ときに「傷病手当金」を受けていたか、受けられる条件を満たしていたときは、引き続き被保険者として受けることが出来るはずであった期間の傷病手当金が受けられます。
- 受けられる期間は、在職時の支給開始日から1年6ヶ月間です。
- 請求方法等は被保険者の場合と同じです。(事業主記入欄の記載は不要ですが、担当医の意見は必要となります。)
- 退職日に出勤している場合は支給されません。
- 障害年金、老齢年金を受給している場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、年金額(年額)を360分の1した額が傷病手当金より少ない場合は、差額が傷病手当金として支給されます。

(2) 出産手当金

- 退職日までに被保険者期間が継続して1年以上あった人で、退職(資格喪失)時に「出産手当金」を受けていたか、受けられる条件を満たしていたときは、被保険者として受けることが出来るはずであった期間の出産手当金が受けられます。
- 請求方法等は被保険者の場合と同じです。(事業主記入欄の記載は不要です。)
- 退職日に出勤している場合は支給されません。

(3) 出産育児一時金

- 退職日までに被保険者期間が継続して1年以上(任意継続被保険者期間は除く)あった人で、退職(資格喪失)後6ヶ月以内に分娩したときは「出産育児一時金」が受けられます。
- 資格喪失後に加入した他の健康保険から支給を受ける場合は、支給されません。
- 請求方法等は被保険者の場合と同じです。
- 資格喪失後に直接支払制度を利用する場合は、当組合が発行する「資格喪失証明書」を医療機関等へ提示する必要があります。

(4) 埋葬料

- 次のいずれかに該当する場合は、埋葬料が受けられます。
 - ・退職(資格喪失)後、3ヶ月以内に死亡したとき
 - ・退職(資格喪失)後、傷病手当金、出産手当金を受けている間に死亡したとき
 - ・退職(資格喪失)後の継続給付を受けられなくなった日から3ヶ月以内に死亡したとき
- 請求方法などは被保険者の場合と同じです。(事業主記入欄の記載は不要です。)
- 死亡診断書(写)または埋葬許可書(写)など、死亡を確認できる書類の添付が必要です。
- 資格喪失後に加入した他の健康保険から支給を受ける場合は、支給されません。